

世界におけるハンセン病対策及び ハンセン病患者に対する差別撤廃に関するWMA宣言

2011年10月、ウルグアイ、モンテビデオにおける第62回WMA総会で採択

ハンセン病は、広範囲にわたる公衆衛生の問題であり、世界中で毎年約25万人もの新規患者が診断されている。ハンセン病は治療可能であり、治療開始後は感染の連鎖が断たれる疾病である。ハンセン病は、研究および治療に対する投資の観点から見ると、その取り組みの仕方は今も不十分な疾病である。

WMAは、ハンセン病患者とその家族が一切の偏見や差別なく尊厳をもって扱われるべきであるとして、すべての各国医師会に対し彼らの権利を擁護するよう提言する。医師、医療従事者、そして市民社会は、あらゆる形の偏見や差別と闘うべきである。研究機関はハンセン病を重要な公衆衛生上の問題として認識するべきであり、その病態生理学的メカニズムの理解が依然として不完全である以上、ハンセン病の研究を継続するべきである。これらハンセン病に関する知識の不足は、新たな研究に資源を割り当てることで克服されると思われ、そうした資源の配分は、ハンセン病のより効率的な世界的制圧に貢献するであろう。特にハンセン病の有病率が高い国の医科大学では、カリキュラムの中でのハンセン病の位置づけをより重要視するべきである。公共機関、民間機関、および市民団体は一丸となって、ハンセン病に対する偏見に対抗しこの病気が治癒可能であることを示す情報を広く発信するよう最善の努力をするべきである。

□□□